

貨物鉄産労 旧F Lユニオンの 「質と実践」

「旧F Lユニオン闘争積立金返還請求訴訟」で闘争積立金の返還を求めて裁判を起こした原告（JR連合傘下で貨物鉄産労と貨物連合を結成している旧F Lユニオンの組合員）が第2回口頭弁論の傍聴に何人も遅れて入ってきた。さらに今回の第3回口頭弁論では九州の方から来た原告側の組合役員2名が裁判に間に合わず、傍聴に入れなかったようです！自分たちが起こした裁判でしょ？しかも組合費を使って来ているのにこの様な無責任な姿勢でいいのでしょうか？こんな姿勢で仲間を守る事が出来ますか？貨物鉄産労、旧F Lユニオンの「質と実践」が見えます。

組織拡大のためのパフォーマンス！？

そもそもこの裁判の闘争積立金はF L労組の組合規約を見れば個人の積立預託金ではない事は分かるはずです。裁判を起こして私たちの仲間を混乱させたり動揺させることが目的なのですか？これまでの原告の姿勢や行動は組織拡大のためのパフォーマンスにしか見えません。私たちは仲間を守るため堂々とたたかっています！

貨物鉄産労、貨物連合（旧F Lユニオン）の「会社を守る」とは違い、私たちJR総連、貨物労組、貨物労連は「労働者である組合員を守る事が第一」で職場からたたかっています。これが「質と実践」の違いなのです。